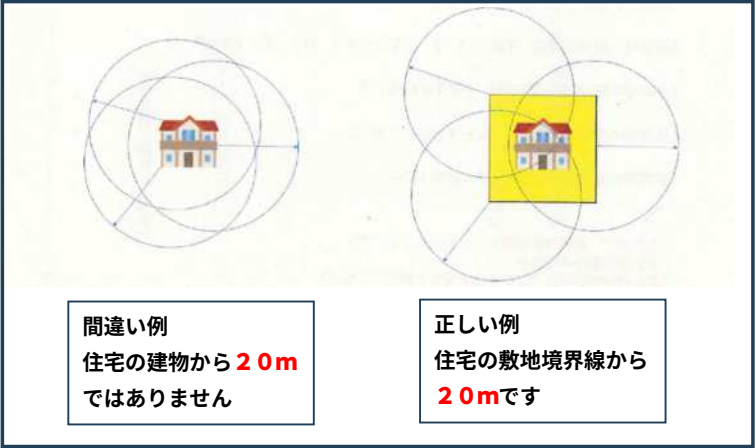


届出前に実施する戸別訪問又は説明会の注意点について

■周知範囲の考え方について

届出予定住宅の敷地境界線から20mの範囲にかかる敷地の建築物すべてが対象範囲です



■周辺住民等の定義について

- (1) 届出予定住宅と同一の建物又は同一の敷地内に存する建物を所有する者、これらの建物に居住する者、これらの建物を管理する者等
- (2) 届出予定住宅の存する敷地からの距離が20メートル以内の土地に存する建物を所有する者、当該建物に居住する者、当該建物を管理する者等
- (3) 事業を営もうとする者が必要と認める者
- (例) 地域の町会・自治会から要望があった場合に町会長・自治会長に説明を行う
- (例) 私道を通して届出予定住宅を利用する位置の場合にその私道に接する建築物に居住する住民に説明を行う

■周知の流れについて

- (1) 説明会又は戸別訪問の実施日を決める(例えば、4月15日に実施と仮定)
- (2) 4月10日までは、説明会又は戸別訪問の詳細の資料を作成し投函する。
- (3) 4月15日に説明会又は戸別訪問を実施する。

説明会：出席者に説明し資料を配布する。欠席者については説明会後に訪問し資料を投函しておく。

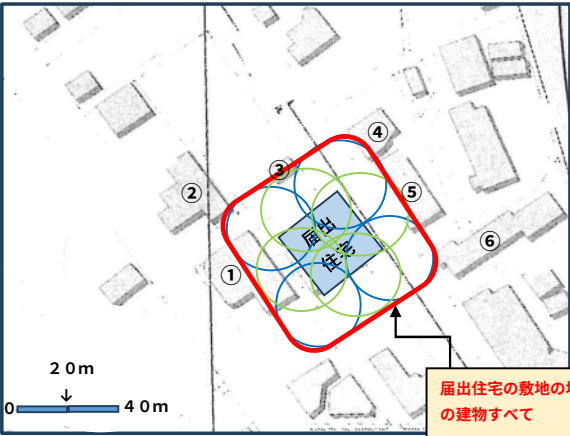
戸別訪問：訪問し、対面で説明する。不在の場合は日や時間を改め、原則3回訪問し、全て不在の場合は、資料を投函しておく。

- (4) 届出時に、説明会又は戸別訪問の実施状況について報告書を提出する。

■周知範囲の地図と名簿の作り方について

- (1) 住宅地図を用意し、届出予定住宅の敷地境界から20mの範囲を書く。(縮尺を入れる)
- (2) 20mの範囲に含まれる建物に番号をつける。
- (3) 名簿の建物番号に地図内の番号を記載し、名簿と地図が一致するようにしてください。

円の半径=20m



届出住宅の敷地の境界から20m範囲にかかる敷地の建物すべて

周辺住民等の名簿
実施方法：説明会・戸別訪問

建物番号	実施状況	質問・要望等	備考
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			